

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、森林の整備及び適正な管理並びに林業の振興を担う人材を育成するため、秋田林業大学校(秋田県林業トップランナー養成研修をいう。以下「林業大学校」という。)を受講するものに対して大館市林業大学校研修生支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 秋田県林業研究研修センター条例施行規則(平成26年秋田県規則第25号。以下「研修センター条例施行規則」という。)第6条第1項の規定による受講の許可を受けている者
- (2) 第4条の規定により交付申請をした日において市内に住所を有する者、又は研修センター条例施行規則第6条第3項の規定による通知を受けた日以前において市内に住所を有していた者
- (3) 林業大学校の研修修了後1年以内に秋田県内の林業分野に就業し将来的にはその中核を担うことについて、強い意欲を有している者

(補助金の額及び補助対象期間)

第3条 補助金は、次に定めるところにより予算の範囲内で交付する。

- (1) 1人当たりの補助金の額は、年額480,000円とする。
 - (2) 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - (3) 秋田県林業トップランナー養成研修規程(平成27年4月1日。以下「研修規程」という。)第19条の規定による長期欠席があった場合は、第1号の規定にかかわらず、月割により補助金の額を計算する。なお、長期欠席期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 前項に定める補助金は、前期分(当該年度の4月から9月まで)及び後期分(当該年度の10月から3月まで)の2回に分けてそれぞれ2分の1ずつを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 研修規程第12条の受講許可証の写し又は同規程第31条第1号の研修生証明書
- (2) 住民票の写し又は住所の記載のある公的書類等の写し

2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第5条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、前期にあつては当該年度の9月末日まで、後期分にあつては3月末日までに、補助金交付請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に補助金を請求するものとする。

- (1) 大館市林業大学校研修生支援事業補助金研修状況報告書（様式第4号）
- (2) 林業大学校の受講状況が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助決定者が林業大学校の研修を修了したときは、前項各号に定める書類のほか、修了証書の写し又は研修規程第31条第3号に規定する修了証明書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による補助金の請求を受け、その内容を審査の上適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第6条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請等を行ったとき
- (2) この要綱の規定に反したとき
- (3) 研修センター条例施行規則第11条の規定により受講の許可を取り消されたとき
- (4) 研修規程第20条の規定により受講を辞退したとき

2 市長は、前項の場合において補助決定者が既に補助金の交付を受けているときは、大館市林業大学校研修生支援事業補助金返還命令書（様式第6号）により、当該補助決定者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

第7条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大館市長 様

住所
氏名

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金の交付を申請します。

なお、同要綱第 2 条に規定する交付要件に該当することに、相違ありません。

記

研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 . 受講許可証の写し又は研修生証明書
- 2 . 住民票の写し又は住所の記載のある公的書類等の写し

様式第2号（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

大館市長

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大館市林業大学校研修生支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助金交付請求書

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付請求額 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金交付済額 | 円 |

様式第4号(第5条関係)

大館市林業大学校研修生支援事業補助金
研修状況報告書

年 月 日

大館市長 様

住所
氏名

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり研修状況を報告します。

記

1. 研修状況

年 月	研修時間	研修状況
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		

研修時間には、1時限を1時間とし、月毎の合計研修時間を記載すること。
研修状況には、研修カリキュラムに基づいた科目内容で、その月に主に研修したものを複数記載すること。
受講状況が分かる書類として出席簿の写しを添付すること。

2. 研修習得状況

習得事項	習得度	今後の課題

習得事項には、研修カリキュラムに基づいた各テーマから1科目ずつ選び、科目名を記載すること。

習得度には、自己評価を記載すること。

3. 林業分野への就業に向けた今後の課題

4. 林業分野への就業に向けた準備状況

就業に向けた具体的な活動等を記載すること。

様式第5号(第6条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

大館市長

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定した大館市林業大学校研修生支援事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助事業の名称 大館市林業大学校研修生支援事業補助金
2. 補助対象事業
3. 交付決定額 _____ 円
4. 交付取消額 _____ 円
5. 取消理由

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

様

大館市長

大館市林業大学校研修生支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定を取消した大館市林業大学校研修生支援事業補助金について、大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり返還を命じる。

記

1. 補助事業の名称 大館市林業大学校研修生支援事業補助金
2. 返還すべき金額 _____ 円
3. 返 還 期 限 年 月 日
4. 返 還 方 法 納入通知書による納付